

「創業期ビジネス支援事業「ヨコハマ起業家伴走支援プログラム」 提案書作成要領

本業務における提案書の作成方法は次のとおりです。

1 件名

創業期ビジネス支援事業「ヨコハマ起業家伴走支援プログラム」業務委託

2 業務内容

別添「業務説明資料」のとおり

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

- (1) 「令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」（以下「名簿」）の営業種目「労働者派遣業務」または「その他の委託等」または「各種調査企画」・細目「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」あるいは「その他の委託等」に登録が認められているもの。
- (2) 所在地区分を「市内」、「準市内」、「市外」、企業規模を「大企業」、「中小企業」、「その他」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（令和2年4月13日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加表明手続

本プロポーザルに参加意向のある事業者は、参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出期限

令和3年2月1日（月） 17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市経済局 経営・創業支援課 関口、近藤
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 31階
電話：045-671-2748 ファックス：045-664-4867
Eメール：ke-keiei@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送、または電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 提案資格確認結果通知の送付日及び方法

令和3年2月5日（金） 17時00分までに電子メールで送付します。

5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。
質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
令和3年2月12日（金） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出先
4（2）と同じ
- (3) 提出方法
持参、郵送、または電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
- (4) 回答送付日及び方法
令和3年2月17日（水） 17時00分までに電子メールで送付します。

6 提案書の提出と内容

- (1) 提出期限
令和3年2月24日（水） 17時00分まで（必着）
- (2) 提出先
4（2）と同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）
- (4) 提案書内容ほか
提案については、次の項目に関する提案を提案書に記載してください。
ア 提案団体の概要
イ 提案事業の内容
※ 詳細は別添「創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴走支援プログラム』提案書」をご参照ください。
- (5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
ア 提案書には、所定の様式に、必要な内容を盛り込み、簡潔に記載してください。
イ 参考見積書（税込）を別途作成し、添付書類として提出してください〔単価を明記し、消費税は10%で積算してください（様式は自由）〕。
ウ 提案書は、原則A4版縦3枚程度（両面使用）とします。
エ 文書を補完するため最小限のイメージ図等の使用は可能です。
オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さ等に配慮をお願いします。
- (6) 参考見積書は業務価格を上限3,000千円（税込み）と想定して作成してください。
- (7) 提案書及び参考見積書は2部（正1部、複写用1部）提出してください。
- (8) 提案書評価基準における企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組）に該当がある場合は、別紙の通り資料を提出してください。

7 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時
令和3年3月11日(木)(予定)
- (2) 実施場所
横浜市経済局 (横浜市中区本町6丁目50番地の10)
- (3) 出席者
統括責任者を含む2名以下としてください。
- (4) その他
日時・場所等については、現時点での予定のため、詳細については別途お知らせします。
なお、パワーポイント等によるパソコン等の使用によるプレゼンテーションは認めません。

8 審査について

(1) 審議について

本プロポーザルの実施及び特定に関する審議は次に示す委員会で行います。

| | | |
|------|---|--|
| 名称 | 経済局第二業者選定委員会 | 創業期ビジネス支援事業「ヨコハマ起業家伴走支援プログラム」業務委託に係るプロポーザル評価委員会 |
| 所管業務 | プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事 | プロポーザルの評価・特定に関する事 |
| 委員 | 副局長 総務課長 企画調整課長 企業誘致・立地課長 経営・創業支援課長 商業振興課長 雇用労働課長 | 総務課長 企業誘致・立地課長 新産業創造課長 経営・創業支援課長 ものづくり支援課 担当係長 |

(2) 評価について

提案書評価基準のとおり

9 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対してその旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和3年3月19日(金)17時までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提出しなければなりません。

10 留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等にかかる費用は貴事業者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 指定した提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があった者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市個人情報の保護に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。
 - カ プロポーザルにおける提案内容は最大限尊重しますが、業務の進捗状況等により変更していくことがあります。
 - キ 提出された書類は、返却しません。
- (6) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理できません。
 - イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
 - ウ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
 - エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
 - オ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

その際、財務諸表など経営状況のわかる資料を提出していただく場合があります。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日までに指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。

また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。